

※改定部分を抜粋

いばらき自転車活用推進計画

2019年3月
(2020年3月 一部改定)
茨 城 県

施策2. 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のブランドイメージの向上

2019年11月、国を代表し世界に誇りうるナショナルサイクルルート²⁸⁾に「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が指定されたことを受け、路面表示や休憩施設の設置等の更なる走行環境や受入体制の整備を進めます。

さらに、国内外からの観光需要を喚起するための誘客促進に向けた取組などを推進し、ブランドイメージの向上を図ります。

<措置>

①	<p>国を代表し世界に誇りうるナショナルサイクルルート²⁸⁾に「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が指定されたことを受け、更なる環境整備を進めるとともに、認知度向上につなげる取組を推進する。 重点措置</p> <p style="text-align: right;">[参考2参照 (P.15~22)]</p>
②	<p>首都圏などで開催される自転車博（サイクルモードインターナショナル¹⁴⁾等）やインバウンド⁵⁾誘客につながる海外旅行博等への出展による国内外でのPRを推進する。</p>
③	<p>観光プロモーション等を推進するとともに、サイクリング関係の民間事業者や鉄道、バス等の交通事業者と連携した情報発信を推進する。</p>



図 8.3 つくば霞ヶ浦りんりんロード



図 8.4 ポケットパーク³⁶⁾(行方市)



図 8.5 かすみがうら市交流センター
(かすみがうら市)



【参考2】施策2「つくば霞ヶ浦りんりんロード」のブランドイメージの向上に係る取組内容

国を代表し世界に誇りうるナショナルサイクルルート²⁸⁾に「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が指定されたことを受け、指定水準の維持はもちろん、更なる環境整備を進めるとともに、認知度向上につなげる取組を、官民一体となって推進します。

1 推進事項

(1) ルート設定

項目	基準(自転車活用推進本部決定)		改善方針	具体的な取組内容及びスケジュール
ルートの安全性	必須	<p>◎自動車交通量が概ね 10,000 台/日以上以上の幹線道路において車道混在となる区間を避けたルートであること。</p> <p>※ただし、郊外部において、「走行環境の安全性」に規定する整備がされている場合を除く。</p> <p>また、都市部においては、ルートに並行して代替ルートが無い場合は車道混在でもやむを得ないものとするが、市区町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けられていること。また、現地及びルートマップ等で注意喚起すること。</p>	<p>都市部の1区間について、自転車ネットワーク計画に位置付ける。</p> <p>交通量が多く危険性が高い区間については、ルートマップ等において注意喚起を行う。</p>	<p>令和2年度中に自転車ネットワーク計画へ位置付けを予定。</p>

(2) 走行環境

項目	基準(自転車活用推進本部決定)		改善方針	具体的な取組内容及びスケジュール
走行環境の安全性	必須	<p>◎都市部(DID地区)においては、自転車専用道路又はガイドラインに基づき市区町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けた上で、適切に歩行者・自動車と分離された自転車通行空間が整備されていること(暫定形態を含む)。</p> <p>なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫すること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける危険回避を除き認めない。</p>	<p>都市部の全区間を自転車ネットワーク計画へ位置付ける。</p>	<p>2箇所の該当区間(土浦市、阿見町)について、令和2年度に自転車ネットワーク計画への位置付けを実施予定。</p>
	必須	<p>◎郊外部(DID地区以外)においても、自転車専用道路又はガイドラインに基づき、適切に歩行者・自動車と分離された自転車通行空間が整備されていること(暫定形態を含む)。</p> <p>ただし、自動車交通量が概ね 10,000 台/日以上でかつ車道混在の場合は、更に外側線の外側に 1.5m 以上(やむを得ない場合は 1.0m 以上)の幅員を確保すること。</p> <p>なお、自転車歩行者専用道路は認めるが、自転車歩行者専用道路であることが利用者に明確になるよう工夫すること。自転車歩行者道は、橋梁やトンネルなどにおける危険回避を除き認めない。</p> <p>車道混在の場合は、100m 程度の間隔で矢羽根を設置、または外側線の外側に 1.0m 以上の幅員(排水施設等の幅員を除く)を確保することとし、自動車交通量が概ね 10,000 台/日以上の場合は外側線の外側に 1.5m 以上(やむを得ない場合は 1.0m 以上)の幅員を確保した上で 100m 程度の間隔で矢羽根を設置することとする。</p>	<p>郊外部の全区間において、評価基準に合致した整備を行う。</p>	<p>現在、現地の再調査を含め設計業務を行っており、完了次第整備に着手し、令和2年度迄に整備予定。</p>
	推奨	<p>○情報板等でドライバーに対して当該道路がサイクリングルートとして活用されており自転車通行に配慮する旨、注意喚起を図ること。</p>	<p>情報板等でドライバーに対して注意喚起を行う。</p>	<p>現在、現地の再調査を含め設計業務を行っており、完了次第整備に着手し、令和2年度迄に整備予定。</p>



	必須	◎ トンネル、橋梁部、急勾配箇所の現地に注意喚起の看板等の案内表示がされていること。	全ての狭小幅員の橋梁及び急勾配箇所に、看板又は路面表示による注意喚起を行う。	現在、現地の再調査を含め設計業務を行っており、完了次第整備に着手し、令和2年度迄に整備予定。
	必須	◎ 自転車損害賠償責任保険等の加入を義務(努力義務を含む)付ける条例が制定されていること。	関係者と連携して、自転車損害賠償責任保険への加入等について、海外サイクリストを含めた利用者に対して周知する。	引き続き、県民はもとより、海外サイクリストを含め、幅広い層に対して啓発を徹底する。
快適性	推奨	○ 交差点では安全な通行を確保した上で、極力、一時停止の規制がなく、迂回する必要がなく通行可能であること。	引き続き安全な通行を確保した上で、一時停止の解消に努めていく。	警察等と協議を行い、解消に努めていく。
維持管理水準	推奨	○ 道路管理者等にてルート管理基準(清掃・補修の水準)が設定され、維持管理の実施体制が明確であること。	ルート各管理者と連携して、ルート管理基準を設定し、維持管理体制を明確にする。	ルート各管理者と連携して、令和元年度中に、ルート管理基準を設定し、維持管理体制を明確にする。
ルートの案内	必須	◎ ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する路面表示が設置されていること。 ・単路部:概ね 5km ごと ・分岐部:必要箇所全箇所	霞ヶ浦区間において、設置間隔が概ね 5km を超える区間については、概ね 5km の間隔となるよう設置する。 併せて、つば区間、潮来区間についても設置する。	現在、現地の再調査を含め設計業務を行っており、完了次第整備に着手し、令和2年度迄に整備予定。
	必須	◎ ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する案内看板が設置されていること。 ただし、河川区域などで設置できない場合は除く。 ・単路部:概ね 5km ごと ・分岐部:必要箇所全箇所	霞ヶ浦区間の単路部については、河川区域で設置できない箇所以外に設置する。 併せて、潮来区間の単路部及び分岐部の 21 箇所についても設置する。	現在、現地の再調査を含め設計業務を行っており、完了次第整備に着手し、令和2年度迄に整備予定。
	推奨	○ 起点及び主要な目的地(主要都市や代表的な観光地等)までの距離を示す案内が一定間隔に設置されていること。	霞ヶ浦、潮来区間において、起点からの距離を、概ね 5km ごとに路面表示又は案内看板により設置する。 併せて、主要な目的地までの距離を示す案内を路面表示又は案内看板により設置する。	現在、現地の再調査を含め設計業務を行っており、完了次第整備に着手し、令和2年度迄に整備予定。
	推奨	○ ルート沿線のゲートウェイ・観光施設・拠点(サイクルステーション)への案内(方面・距離等)が当該施設への分岐部及び一定の間隔にあること。	必要な分岐部の全箇所、単路部で概ね 5km おきに、ルート沿線のゲートウェイ、観光施設、サイクルステーションへの看板及び路面表示を設置する。	現在、現地の再調査を含め設計業務を行っており、完了次第整備に着手し、令和2年度迄に整備予定。



	必須	<p>◎ナショナルサイクルルート指定後に自転車活用推進本部事務局がナショナルサイクルルートの共通仕様として示すロゴマークを設置すること。</p>	<p>起終点及び主要な分岐部、残りの単路部、分岐部に設置する。</p>	<p>起終点及び主要な分岐部については、現在看板を作成中。 令和元年度中に、起終点及び主要な分岐部に設置を行い、その他については案内看板整備に併せて令和2年度迄に整備予定。</p>
--	----	--	-------------------------------------	--

(3) 受入環境

項目	基準(自転車活用推進本部決定)	改善方針	具体的な取組内容及びスケジュール
ゲートウェイの整備	<p>必須</p> <p>◎ルートの存する域内にある主要アクセスポイント(空港、鉄道駅、道の駅等)に、必要な機能を備えた「ゲートウェイ」が整備されていること。 【必要な機能】 ◎レンタサイクル又はシェアサイクルが利用可能なこと ◎必要な情報(ルートマップ、宿泊施設、サイクルステーション、見所、食事、緊急サポート)が入手可能なこと ◎必要な物品(タイヤチューブ、パーツ、携行食等)が購入可能なこと ◎手荷物用のロッカー、着替えスペースが完備されていること ◎空気入れ等の出発前の準備・調整に必要な工具の貸出があること 【推奨する機能】 ◎シャワー等が利用可能なこと ◎ゲートウェイにおいて、自転車を組み立てるスペースが屋内(もしくは屋根のある空間)に確保されていること。 ◎ゲートウェイまでの自転車の運搬サービス(鉄道・バスなどでの輸行、航空機による輸行のための専用ボックスの提供や保管サービス、自転車託送サービス等)が利用可能であること。 ◎ゲートウェイと宿泊施設等間で自転車や荷物の託送サービスが利用可能であること</p>	<p>既存の2つのゲートウェイの推奨機能の整備や、新たなゲートウェイの設置について、関係者と連携して取り組む。</p>	<p>サイクリングロードに位置する主要施設をゲートウェイ化すべく、JR等関係機関と調整していく。</p>
	<p>必須</p> <p>◎ゲートウェイとルート間のアクセスルートが整備されており、そのアクセス方法もわかりやすく案内されていること。</p>	<p>令和2年度までに、りんりんスクエア土浦とルート間のアクセスルートを自転車ネットワーク計画へ位置付ける。</p>	<p>令和元年度中に計画へ位置付け予定。</p>



サイクルステーション(休憩施設)の整備	必須	<p>◎サイクリストが必要とする機能を備えたサイクルステーションがルート上に概ね 20kmごとに整備されていること。</p> <p>ただし、河川区域などで困難な場合は、ルートの近くでもやむを得ないものとする。</p> <p>【必要な機能】</p> <p>◎トイレが利用できること</p> <p>◎空気入れの貸出しをしていること</p> <p>◎水分補給(自動販売機・飲料水の提供)が可能であること</p> <p>◎休憩スペース・設備(屋根付きのテーブル・椅子)があること</p> <p>◎サイクルラックが設置されていること</p> <p>◎必要な情報(ルートマップ、宿泊施設、休憩施設、見所、食事、緊急サポート)が入手可能なこと</p> <p>【推奨する機能】</p> <p>○物品販売(チューブ、携行食、モバイルバッテリー等)がされていること</p> <p>○工具等の貸出しをしていること</p> <p>○wifiの提供をしていること</p>	<p>設置間隔が概ね 20km を超える区間については、概ね 20km の間隔となるよう、サイクルステーションの整備に取り組む。</p> <p>推奨機能の整備については、今後、関係者と連携して取り組む。</p>	<p>20km を超える区間に位置する自治体が主体となり、令和2年度までに沿線で新規のサイクルステーションの整備ができるよう、地元関係者と調整を進める。</p>
ルート上の迂回を図るための代替交通手段	推奨	<p>○ルート上の迂回(ショートカットや危険箇所・峠道の回避)を図るための移動手段としてサイクルトレイン、サイクルバス、サイクルタクシーなどが設定されていること。</p>	<p>サービスの充実に向け、関係者と連携して取り組んでいく。</p>	<p>サイクルーズについて、市町村を中心に、来年度より新たな寄港先を確保するなど、寄港地の増加により乗船するサイクリストの利便性を向上させるとともに、サービス内容の充実に図る。</p>
	推奨	<p>○上記の手段について、利用者が計画を立てるのに必要な情報が提供されていること。</p>	<p>公式ホームページに専用サイトを設けて、分かりやすく必要な情報を提供する。</p>	<p>市町村において、引き続き情報発信の在り方等について検討を進める。</p>
自転車回送サービスとしての代替交通手段	推奨	<p>○サイクリストの体力や経験・実力による「走行できる距離」を勘案し、拠点までの自転車回送サービスとしてのサイクルトレイン、サイクルバス、サイクルタクシーなどが設定されていること。</p>	<p>サービスの充実に向け、関係者と連携して取り組んでいく。</p>	<p>サイクルーズについて、市町村を中心に、来年度より新たな寄港先を確保するなど、寄港地の増加により乗船するサイクリストの利便性を向上させるとともに、サービス内容の充実に図る。</p>
	推奨	<p>○上記の手段について、利用者が計画を立てるのに必要な情報が提供されていること。</p>	<p>公式ホームページに専用サイトを設けて、分かりやすく必要な情報を提供する。</p>	<p>市町村において、引き続き情報発信の在り方等について検討を進める。</p>
サイクリスト向けの宿泊施設	必須	<p>◎ルート直近にサイクリストが必要とする機能を備えた宿泊施設が概ね 60km ごとにあること。</p> <p>【必要な機能】</p> <p>◎室内(フロント、ロビー、客室等)で自転車の預かり・保管が可能であること</p> <p>◎フロント等にて荷物の保管が可能であること</p> <p>◎洗濯が可能であること</p> <p>【推奨する機能】</p> <p>○自転車など大型荷物を含む宅配の発送、受け取りが可能であること</p> <p>○洗車施設があること</p> <p>○日帰り利用も可能なシャワー設備があること</p>	<p>推奨機能の整備については、今後、関係者と連携して取り組む。</p> <p>引き続き、サイクリスト向け宿泊施設の拡大を図る。</p>	<p>宿泊施設の拡大に向け、県や沿線市町村が中心となり旅館組合等に働きかけを行い、施設数の増加等を図る。</p>



ガイドツアーの実施状況	推奨	○サイクリスト向けに地域の魅力を紹介するツアーガイドなどが実施されていること。(日英2か国語以上に対応していること)	通年での実施に向けて、関係者と連携して取り組む。	多言語に対応したガイドツアー実施業者等へ、本県の観光資源のPRと共に、サイクルツアー造成を働きかける。
修理サービス	推奨	○上記のサービスについて、利用者が緊急時に利用するために必要な情報が提供されていること。	公式ホームページに専用サイトを設けて、分かりやすく必要な情報を提供する。	令和元年10月に公式ホームページで、緊急時に利用可能な必要な情報を掲載。引き続き分かりやすい情報提供について検討していく。
トラブル時の自転車搬送サービス	推奨	○上記のサービスについて、利用者が緊急時に利用するために必要な情報が提供されていること。	公式ホームページに専用サイトを設けて、分かりやすく必要な情報を提供する。	令和元年10月に公式ホームページで、緊急時に利用可能な必要な情報を掲載。引き続き分かりやすい情報提供について検討していく。
緊急時連絡サポート	必須	◎緊急時の連絡体制やサポート可能な施設情報がルートマップ及びホームページなどに記載されており、サイクリストが困らない情報提供がなされていること。	サポート施設で提供するサービス内容を情報提供する。 また、情報提供するサポート施設を拡充するなど、情報提供を充実させる。	沿線自治体を中心としたり、まちなか周遊やサイクルサポートステーションの掘り起こし等を加速化させるよう働きかける。
緊急支援物品	推奨	○救急箱・担架・AED 機器などの緊急支援物品が途中のサイクルステーションに一定間隔以内で整備されていること。	整備間隔が概ね20kmを超える区間については、概ね20kmの間隔となるよう、緊急支援物品の整備について、関係者と連携して取り組む。	20kmを超える区間に位置する自治体等が中心となり、自治体医療部局等と連携しながら、沿線での新規整備に向け、地元関係者と調整を進める。

(4) 情報発信

項目	基準(自転車活用推進本部決定)		改善方針	具体的な取組内容及びスケジュール
情報発信	必須	◎ホームページ、SNS 及びパンフレットなどで以下のような必要な情報発信をしていること。 <情報の内容> ルートの紹介(写真や動画等)・地域の魅力・文化、地域の拠点・立寄スポット・周辺の観光スポット、ルートの経路・距離・高低差・勾配・路面状況・危険箇所、利用者別等推奨コース、アクセス方法(公共交通アクセス等)、ゲートウェイの場所と機能、サイクルステーションの場所と機能、レンタサイクル・宿泊施設・Wi-Fi 利用環境・ルートで利用できるサイクルトレイン等・ガイドツアー・緊急時サービス(自転車修理、医療施設等)・自転車宅配・荷物輸送等サービス情報、マップのダウンロード、GPS データのダウンロード	自転車搬送サービス、自転車修理サービスなど、公式ホームページにおける情報発信を充実させる。	令和元年10月に公式ホームページで、緊急時に利用可能な必要な情報を掲載。引き続き分かりやすい情報提供について検討していく。
	必須	◎インバウンドに対応した多言語(日英2か国語以上)で情報発信をしていること。	外国語での情報発信を充実させる。	令和元年度中に繁体字版のウェブページを構築する。
ルートマップ	推奨	○サイクリストが持ち運びやすく、水濡れに強い仕様になっていること。	次回増刷する場合は、水濡れに強い仕様とする。	ハードマップを作成しようとする市町村や民間事業者に対して、水濡れに強い仕様を製作する



				とを紹介。
ルートのPR	推奨	○海外の自転車展示会、旅行関係のイベント等に出展し、PRを積極的に実施していること。	国内外へのPR、プロモーションを更に展開していく。	台湾をはじめ、欧米などへのプロモーションを検討する。

(5)体制

項目		基準(自転車活用推進本部決定)	改善方針	具体的な取組内容及びスケジュール
取組体制	必須	◎官民が連携し一体的に協議・検討・議論を行う常設の協議会が定期的で開催されていること。	引き続き、定期的に開催し、水準維持等に向けた取組を実施していく。	沿線自治体と連携し、民間企業等新たな協議会会員参画を進めるとともに、収益事業の検討など、より民間の活力を活かした事業内容等の検討を、協議会の場を中心に検討していく。
地方版自転車活用推進計画への位置づけ	必須	◎指定されたナショナルサイクルルートに関する水準維持等に向けた取組内容を都道府県・政令市の地方版自転車活用推進計画に具体的に位置づけること。 ＜計画への記載内容＞ ・ナショナルサイクルルートの指定水準を維持するための具体的な施策と方針 ・ナショナルサイクルルートの認知度向上のための情報発信 ・更なる環境向上に向けた施策の展開方針 ・走行環境 ・受入環境 ・魅力づくり ・情報発信 等	自転車活用推進計画に具体的に位置付ける。	令和元年度に改定する。

2 推進体制

県、沿線 14 市町村、民間等で構成する「つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会」

3 推進期間

2019 年度～2021 年度

